

倉吉市糖尿病性腎症重症化予防事業に係る質問及び回答一覧

令和8年3月27日時点

倉吉市健康福祉部保険年金課

質問疑義事項			回答内容
No.	質問項目	内容	
1	実施要領>「9 参加表明書の提出」(5枚目)	「(ア)参加表明書(様式2)」は代表者印(届出印)の押印は必要でしょうか?	押印は無くても受け付けます。
2	仕様書>「4 対象者」(1枚目)	(1)に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム(令和6年度版)対象者抽出基準における保健指導Ⅱ・保健指導Ⅲに該当する者」とございますが、当該プログラムは、厚生労働省が公表した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム(令和6年度版)」という認識でよろしいでしょうか?	そのとおりです。
3	仕様書>「5 事業概要」(1枚目)	(1)のイに「委託者が提供する対象者リストに基づき(後略)」とございますが、対象者リストに電話番号の情報はございますでしょうか?また、電話番号以外にも付与されている情報があればご教示ください。	本リストにおいては、電話番号の情報はありません。受託者から希望がある場合、電話番号を提供することは可能です。 対象者リストには、通院中の医療機関名、被保険者番号、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、郵便番号、令和7年度特定健康診査における検査結果(HbA1c・収縮期血圧・拡張期血圧・eGFR・尿蛋白)の情報を提供します。

4	仕様書5 (3) ク	(2)のウに「主治医の承諾書について、文書料が発生した場合は、受託者が立て替えて、参加者に支払い、実績金額を委託料に含め委託者に請求すること。」とございますが、受託者が立て替えて、参加者ではなく医療機関に支払う運用を提案しても差し支えないでしょうか？	医療機関が承諾した場合、問題ありません。
5	仕様書>「5 事業概要」(2枚目)	(2)のエに「参加者への参加決定の通知及び実施に必要な機器等(ウェアラブルデバイス等)の付与(配送含む)を行う。」とございますが、ウェアラブルデバイス等機器の付与は、参加者への参加決定の通知と同時に行う想定でしょうか？令和7年度の運用実績を踏まえてご教示ください。	同時でなくても良いと考えています。 令和7年度については、通知と同時に貸与しました。
6	仕様書>「5 事業概要」(2枚目)	(2)のエに「参加者への参加決定の通知及び実施に必要な機器等(ウェアラブルデバイス等)の付与(配送含む)を行う。」とございますが、ウェアラブルデバイス等機器の付与は、提供(譲渡)と貸与はどちらを想定されているかご教示ください。 また、貸与の場合、返却時のアカウント削除等の措置が必要になると考えますが、当該対応は対象者個人が行うのか、受託者が行うのかについて、令和7年度の運用実績を踏まえてご教示ください。	貸与を想定しています。 受託者が行うことを想定しています。
7	仕様書>「6 委託スケジュール」(2枚目)	委託者による、受託者への対象者リストの提供は、いつ頃を想定されていますか？	対象者リストの提供は7月を予定しています。
8	仕様書>「7 納品等」(2枚目)	(1)に「事業成果報告書には、特定健康診査時又は(中略)を分析し報告すること。」とございますが、特定健康診査の	対象者リストの提供時に令和7年度の特定健康診査の検査結果の一部を提供し、事業成果報告書の作

		検査結果は、提供いただく対象者リストに予め情報が付与されている等、委託者から受託者に提供いただけるとの認識でよろしいでしょうか？	成に必要なデータで提供可能なものについては、提供します。
--	--	--	------------------------------